

所得税から住宅ローン特別控除を 引ききれなかつた方へ

市への個人住民税控除申告が不要になります

確定申告の添付資料の見直しや、給支払報告書などの変更により、住宅ローン特別控除を受ける方が税務署へ申告した情報を、市で把握できるようにしました。

今後は、個人住民税から住宅ローン特別控除を受けるにあたって、市への控除申告は不要になります。

対象者

所得税の住宅ローン特別控除を受けた方で、所得税で控除しきれなかつた金額がある場合に、翌年度の個人住民税（所得割額）において住宅ローン特別控除が適用されます。

控除額の計算方法

所得税における
住宅ローン特別
控除可能額

住宅ローン
特別控除前
の所得税額



個人住民税の住宅ローン
特別控除額(A)

控除額Aの限度額・・・所得税の課税総所得金額等の5%(上限97,500円)

償却資産の申告について

償却資産とは、主に土地・家屋以外で事業の用に供することができる資産です。償却資産を所有されている方（個人・法人）は毎年、償却資産を申告する必要があります。

該当する方には、12月中旬に税務課から償却申告書をお送りしていますので、くわしくは同封の「手引き」をご覧ください。なお、平成22年度分の償却資産の申告期限は2月1日(月)です。

問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）☎43-0395

問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）
☎43・0397

平成11年から平成18年までの間に
入居された方

平成22年度分から市への控除申告
は不要です。

平成21年から平成25年までの間に
入居の方

適用の初年度は、税務署での確定
申告が必要となります。

平成19年または平成20年に入居さ
れた方は、この制度の適用はあり
ません。

上下水道部からのお知らせ

井戸水を下水道に流す
場合は届出が必要です



下水道
を利用さ
れている
ご家庭で
井戸水を
下水道に
流す場合
は、届出
が必要です。

また、すでに届出をされている内
容に変更があつた場合も、変更届が
必要です。

届出が必要な場合

井戸水を下水道に流すとき、また
は、中止したとき

井戸水を下水道に流されている家
庭で、その人数が変わつたとき

届出先

加東市水道お客さまセンターまた
は各庁舎窓口センター

届出書は、各庁舎窓口センターお
よび加東市水道お客さまセンター
にあります。

問い合わせ

上下水道部内加東市水道お客さま
センター（東条庁舎）
☎47・1200、1421

料金の未納などによる
給水停止について

市では、公平性の確保と上下水道
事業の円滑な経営のため、上下水道
料金が未納の方については、給水条
例に基づき給水を停止します。

なお、給水停止を解除するには、
未納額の完納もしくは半額以上の入
金（残額についても納付確約書の提
出が必要）が条件となります。

問い合わせ

上下水道部内加東市水道お客さま
センター（東条庁舎）
☎47・1200、1421

加東市長選挙 選挙日程

先に開催された選挙管理委員会において、平成22年4月29日に任期満了をむかえる加東市長選挙の選挙日程が決定しました。

選挙執行予定期日 4月25日(日)

選挙期日告示予定日 4月18日(日)

立候補予定者説明会

日時 3月25日(木) 13:30(受付13:00)

場所 社福祉センター2階 レクリエーション室

問い合わせ

加東市選挙管理委員会事務局(社庁舎)

☎43-0399